

重要無形文化財の指定及び保持者の総合認定について

1 発表概要

7月21日（金）に開催される文化審議会文化財分科会において、重要無形文化財の指定及び保持者の総合認定について文部科学大臣に答申する予定です。

兵庫県関連では、岸畑年治（杵屋 勝寿治）が新たに指定された「長唄」の保持団体（伝統長唄保存会）の構成員として認定され、また、長山耕三、浅見香寿子（立花香寿子）、堀部大志（武田大志）、槌矢亮（野口亮）、古田知英、寺澤陽春子（久田陽春子）、上田敦史の7名が「能楽」の保持団体（一般社団法人日本能楽会）の構成員として追加認定されます。

2 答申される重要無形文化財の保持者（総合認定）

	名 称	氏 名	芸 名	生年月日(年齢)	住 所
新指定	長 唄	三味線			
		岸畑 年治	杵屋 勝寿治	昭和16年1月6日(満76歳)	兵庫県芦屋市
追 加 認 定	能 楽	シテ方（観世流）			
		長山 耕三		昭和48年5月2日(満44歳)	兵庫県芦屋市
		浅見香寿子	立花香寿子	昭和50年6月22日(満42歳)	兵庫県西宮市
		堀部 大志	武田 大志	昭和51年10月1日(満40歳)	兵庫県尼崎市
		笛方（森田流）			
		槌矢 亮	野口 亮	昭和40年6月20日(満52歳)	兵庫県神戸市
		小鼓方（幸流）			
		古田 知英		昭和49年2月13日(満43歳)	兵庫県西宮市
		小鼓方（大倉流）			
		寺澤陽春子	久田陽春子	昭和48年2月11日(満44歳)	兵庫県西宮市
		上田 敦史		昭和48年6月8日(満44歳)	兵庫県丹波市

重要無形文化財の指定及び保持者の総合認定について

1 答申内容

(1) 重要無形文化財の指定及び保持者の団体の構成員の認定(総合認定)

① 重要文化財の指定

名 称	保持者及びその代表者の氏名	所属する機関又は団体
なが 唄 長 唄	でんとうながうたほぞんかい 伝統長唄保存会会員 代表者 かわはら としお とぼ や りちよう 川原 壽夫 (鳥羽屋 里長)	東京都中央区銀座 2-11-19 銀座市川ビル 4 階 一般社団法人長唄協会内 伝統長唄保存会

<重要文化財の概要>

長唄は、18 世紀以降に歌舞伎音楽として特に江戸で発達し、その後、劇場から離れた純粹の音楽としても展開をみせた三味線音楽である。その表現は、地歌をはじめとして、義太夫節、大薩摩節、豊後節などの諸浄瑠璃その他の要素を取り入れ、高度な技法を用いた豊富な内容を有している。数ある三味線音楽の中でも、歌い物を代表する音楽として我が国の音楽史上において重要であるばかりでなく、黒御簾音楽を担当するなど、歌舞伎の上演にも不可欠なものとなっている。

長唄は、唄、三味線、鳴物（囃子）から構成されるが、その演奏は数十人に及ぶ多人数の合奏から、二挺一枚（唄 1 名、三味線 2 名）といった小規模のものまで多様な形態を有する。他の三味線音楽に比してリズム明確であり、細棹三味線による明るい旋律、鳴物による華やかな器楽演奏などに特色がある。また、代々の演奏家が各時代に合わせた作曲や演奏上の工夫を重ね、音楽的に多彩な内容を持っている。

② 保持者の団体の構成員の認定(総合認定)

長唄 伝統長唄保存会会員 68 名
《唄》 26 名 《三味線》 27 名 《鳴物》 15 名

(2) 重要無形文化財の保持者の追加認定(総合認定)

能楽 一般社団法人日本能楽会会員 45 名
《シテ方（観世流）》 24 名 《シテ方（金春流）》 1 名
《シテ方（室生流）》 5 名 《ワキ方（室生流）》 1 名
《笛方（森田流）》 2 名 《笛方（藤田流）》 1 名
《小鼓方（幸流）》 1 名 《小鼓方（大倉流）》 2 名
《大鼓方（葛野流）》 1 名 《大鼓方（金春流）》 1 名
《狂言方（大倉流）》 5 名 《狂言方（和泉流）》 1 名

<能楽の指定時期及び保持者数>

「能楽」は、昭和 32 年 12 月 4 日に重要無形文化財に指定され、その保持者として一般社団法人日本能楽会会員が総合的に認定され、現在 482 名の保持者がいる。今回の答申で、45 名を「追加認定」し、保持者は 527 名となる。

2 参 考

(1) 重要無形文化財の指定制度及び保持者等の認定制度

我が国の伝統的な芸能や工芸技術のうち、芸術上又は歴史上価値の高いものを重要無形文化財として指定し、これらのわざの高度な体现者・体得者をその保持者又は保持団体として認定。

＜保持者認定の概要＞

① 各個認定

重要無形文化財に指定されている芸能又は工芸技術を高度に体现・体得している個人を認定。(いわゆる「人間国宝」)

② 総合認定

重要無形文化財に指定されている芸能を 2 人以上の者が一体となって体现している場合に、これらの者が構成している団体の構成員を認定。

(2) 保持団体

重要無形文化財に指定される工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該わざを保持する者が多数いる場合には、これらの者が主たる構成員となっている団体を認定

(3) 指定・認定までの手続き

毎年 1 回、重要無形文化財の保持者の死亡による認定の解除数、芸能及び工芸技術の分野の実態などを踏まえて、有識者により構成する文化審議会の専門調査会における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が保持者や保持団体の認定を行っている。

3 「重要無形文化財」の指定件数と「保持者」及び「保持団体」の認定数

保持者（総合認定）及び保持団体

(1) 「重要無形文化財」の指定件数と「保持者の団体」数及び「保持団体」数

区分	芸能の部		工芸技術の部	
	指定件数	保持者の団体数	指定件数	保持団体数
指 定 ・ 認 定 前	1 3	1 3	1 4	1 4
今回の指定・認定	1	1	2	2
指 定 ・ 認 定 後	1 4	1 4	1 6	1 6

(2) 上記団体には伝承者養成のために必要な経費を補助している。